

【資料1】令和元年10月15日

国土交通省 松本砂防事務所

焼岳資材運搬道路の通行について

1. 焼岳資材運搬道路について

(1) 焼岳資材運搬道路とは

焼岳資材運搬道路は、中信森林管理署が管理する国有林の一部を、**砂防工事等の工事関係者が通行する“工事用道路”**という目的から、道路敷地の貸与をうけ、松本砂防事務所が管理を行っている道路です。

(2) 通行車両について

一般車両の通行は認めていません。砂防工事等関係者のみ通行可能。

ただし、上高地の特殊事情等を考慮し、通行を希望する場合は、通行許可書申請書を提出し、公益性が認められる場合に通行許可証を発行し、通行を認めることとなりました。

2. 焼岳資材運搬道路の通行管理について

焼岳資材運搬道路の管理方法を下記の通り変更します。

(1) 管理方法の変更

これまで常時ゲートを解放していましたが、降雨時における通行の危険性から、ゲートを常時閉鎖し、ナンバー錠(1個)により施錠します。

※通行許可証所有者には、許可書発行時にナンバー錠の解錠番号をお知らせします。

(2) 通行許可証の区分

発行する通行許可証は以下のように区分します。

常用(通年): 公的機関

長期(開山～閉山): 上高地所在各施設

臨時(期間限定): その他(業務関係者等)

3. 通行許可証の申請方法について(別添参照)

通行許可証の発行希望する方は、松本砂防事務所 総務課で受付します。申請様式に必要な事項を記載し、電子メール(下記アドレス)にて通行許可申請書を提出願います。

なお、申請に関する詳細な事項は資料2をご確認ください。

受付メールアドレス: m-kamikochi@hrr.mlit.go.jp

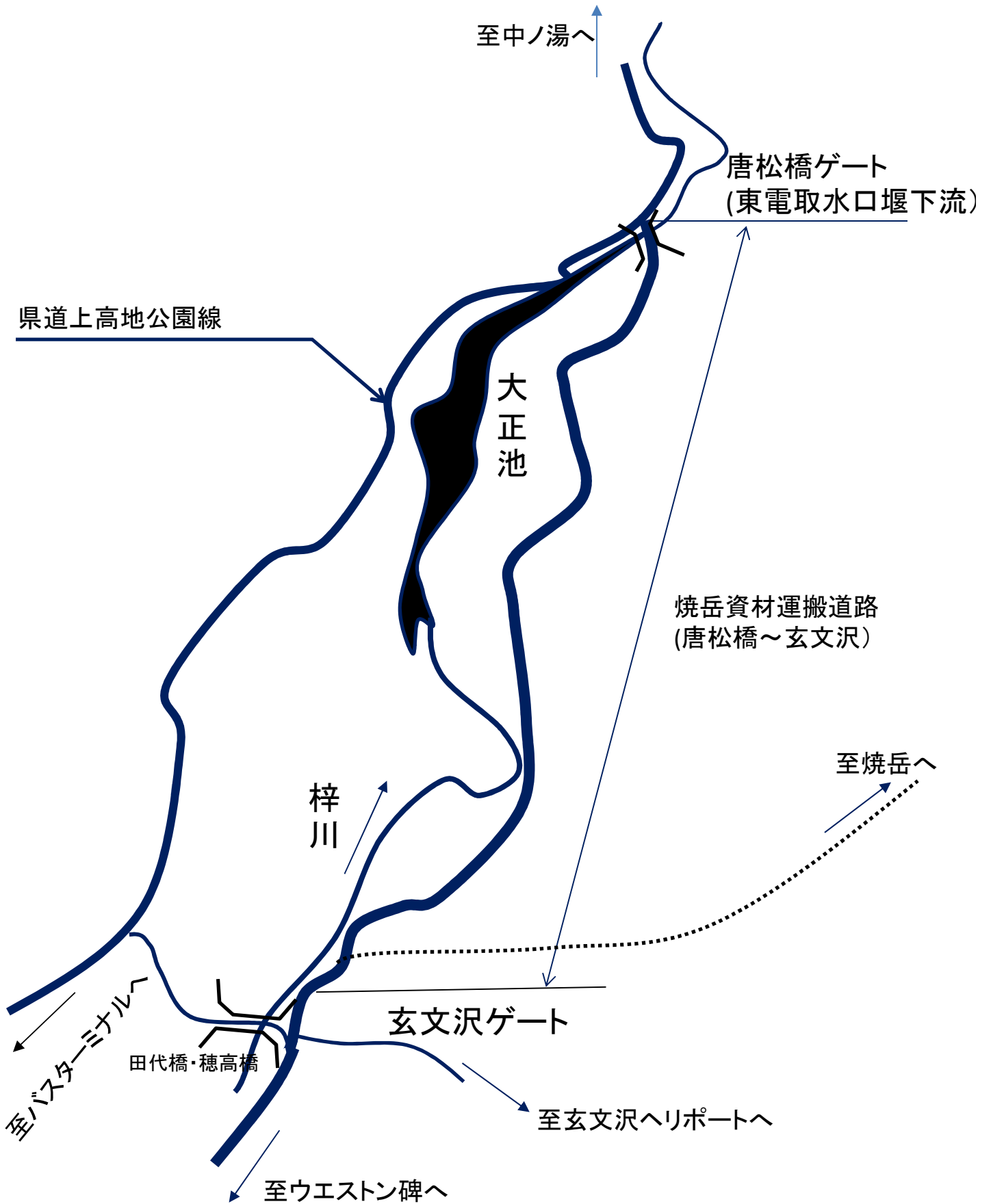
なお、申請様式は事務所ホームページに掲載してあります。

4. その他(問い合わせ先等)

松本砂防事務所 総務課(TEL0263-33-1115)

以上

焼岳資材運搬道路ルート図



玄文沢ゲート



唐松橋ゲート(東電取水口堰下流)

